

平成 29 年 3 月 21 日

東かがわ市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 7 条の規定に基づき、東かがわ市農業委員会の農地等の利用の最適化に関する指針を下記のとおり定める

記

1 遊休農地の解消について

(1) 遊休農地の解消目標

19.0ha（実施期間：平成 29 年度～平成 33 年度）

【目標設定の考え方】

過去 3 年間の解消面積の実績から平均値を設定した。

(2) 遊休農地解消の具体的な取り組み方法

- ・農業委員と推進委員が連携協力して農地の利用状況調査、利用意向調査を実施し、必要に応じて、相談、助言を行い、遊休農地の解消、発生を抑制を図る。
- ・市農林水産課との連携により、耕作放棄地再生事業等の利用を図る。

2 担い手への農地集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標

39.1ha（実施期間：平成 28 年度～平成 33 年度）

【目標設定の考え方】

過去 2 年間の集積増加面積の実績から平均値を設定した。

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取り組み方法

- ・農地機構と連携協力し、農地中間管理機構への貸し付けを促進する。
- ・農地の利用状況調査、利用意向調査等の活動により、農地所有者の状況と農地の現状把握及び借り手農家の掘り起こしを行う。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

18 経営体（実施期間：平成 28 年度～平成 33 年度）

【目標設定の考え方】

過去 3 年間の新規参入者の実績から平均値を設定した。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法

- ・市農林水産課、普及センターと連携し、新規参入の促進を図る。
- ・関係機関に対して、新規参入者が就農しやすい支援制度の創設、拡充を提案していく。

4 指針の見直しについて

本指針は、平成 33 年度を目標とし、農業委員会の改選期に達成状況、その他社会情勢等を踏まえ見直しを行うものとする。